「BIS規制」の見直しと銀行の保有株式の取り扱い

現行規制	見直	し後の「B	IS 規制 」(ヮ-	ーキング・ペーパーの	案)
	銀行が (第2次市中協議案) 現行規制同様100%のリスクウェイトの適用 ます る場合 (第2次市中協議案) 現行規制同様100%のリスクウェイトの適用 ま可				開示を
融資同様 100%のリスクウェ 小を適用 (保有額100に対し 最低8の自己資本を要求)	銀行が 内部			イ)融資と同様の	通
	<u>格付</u> <u>手法</u> を 選 択 す る場合 (注)	新規取得株式		枠組みで取り扱い、	じ
			政策投資株式等	信用リスクを 把握する方式	た
				現行規制に比べ 著しい負担増とは	市
				ならない見込み	場
自己資本		既保有株式		口)株価変動リスク	規
資産残高×リスクウェイト		10年間の グランドファーザリング 標準的手法 を適用	全ての株式に 適用可	を把握する方式 現行規制に比べ	律
				かなりの負担増と	の
				なる見込み	充
					実

(注)内部格付手法採用行も、全体の中で比重の小さいポートフォリオについては標準的手法の適用が認められる。 株式ポートフォリオについては自己資本の10%内に納まる場合には標準的手法の適用可。 また、ベンチャー企業への出資等、法令上のプログラムに基づく投資についても、自己資本の10%内で標準的手法の適用を認める。